

八峰白神ジオパーク

連載 139回

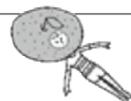


事務局

八峰町産業振興課 ジオパーク推進係
☎0185(76)4605 FAX 0185(76)2203
HP <https://geopark.town.happo.lg.jp/>



白神の恵みに生きる



地域の人話を聞いて、
大地と自然と人のつながりを考えます

【おしゃべり大好き♥です(^^)♪】



文恵さんと娘の美咲ちゃん

話をしてくれた人

大高 文恵 (おおたか ふみえ) さん

八峰町中浜生まれ。NPO法人白神ネイチャー協会事務局長。子どもの頃、「どこの砂浜も「黒いもの」だ」と思い、どこにでもある「白の砂」をお土産に持ち帰ったことがありました。

●会員同士の交流が楽しい

ネイチャー協会の活動は主にブナの植樹活動と白神山地の観光案内です。現在77名の会員がいて、植樹イベントのスタッフや植栽地の下刈り、苗の管理など植樹に関連した活動を行っています。随時会員募集中で、自然の中での活動に興味を持っている人におすすめです。自分達で育てた苗を植えて森を作っていく活動は達成感がありますよ。バーベキューや忘年会などの会員同士の交流も楽しいですね。

私は平成23年にネイチャー協会の職員になって、今年で12年目になります。もともとは山や花に興味があったわけではありませんでした。山菜とか、食べられるものは好きですが。でもここで働いてから山は少し登るようになったかな。お話し好きな会員がいっぱいいて、いろいろな話が聞けるし、私の話も聞いてもらえるし、とても楽しいです。

●山と海のつながりを意識して

植樹のキャッチコピーは「山の森・海の森・ニッ森づくり」。植樹すれば木がおがり、きれいな水が海に流れていって、それでハタハタが獲れるようになるという山と海のつながりを意識して植樹しています。これまでで累計8,610本のブナを植樹してきました。また、東京農業大学の学生が第1回目の植樹から来てくれていて、学生との交流が植樹イベントの大きな楽しみです。ただ、この2年間は新型コロナウイルスの影響で例年通りの開催ができず、一般のボランティアは募集せずに、会員だけで植樹してきました。

●植樹と自然観察会にぜひご参加ください！

今年の植樹は一般のボランティアも募集して10月2日(日)に行きます。前回までは植樹と一緒に自然観察会も実施していたのですが、最近は10月上旬だとまだブナの黄葉が始まっていない感じで、植樹を始めた25年前は10月上旬でちょうどよかったのですが、温暖化の影響かもしれません。今回は留山の自然観察会を10月16日(日)に行う予定です。植樹も自然観察会も感染対策を徹底して開催しますのでぜひご参加ください！



令和
5年度

「能代市ふるさと人材育成・定住促進奨学金奨学生」を募集します

能代市では、能代市および三種町、八峰町、藤里町の住民の子弟で大学生等（専門学校、短期大学、大学院を含む）を対象とした奨学金制度を実施しています。

貸与額は100万円以内、返還期間は10年（年2回払い）となり、返還期間中に奨学生本人が能代市または山本郡内に居住している場合は、返還額の全額が免除されます。

ご希望の方は、募集要項をご確認のうえ、お申し込みください。

◆貸与人数…30人以内（能代市19人、三種町6人、八峰町3人、藤里町2人）

◆貸与金額…入学一時金 100万円以内

◆申請期間および申請先…申請期日 令和4年8月15日(月)～令和4年9月16日(金)まで
(月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで)

申請先 居住する地域の教育委員会へ申請してください。

※申請書類は各市町教育委員会および能代市内の高校に備え付けています。また、能代市のホームページからも申請書をダウンロードできます。詳しくは募集要項をご確認ください。

※保証人は不要となりました。

◆奨学生候補者および奨学生の決定・通知…能代市で採用者を決定し、10月下旬までに採否を通知します。

■問合せ先 能代市教育委員会 学校教育課 ☎73-5281
八峰町教育委員会 学校教育課 ☎77-2816



八峰町ふるさと定住支援奨学金返還助成金申請受付について

八峰町では、若者の町内定住を促進するため、町内に定住し、働いている方へ八峰町奨学金の返還を助成しています。次の対象者要件に該当する方は、内容をご確認いただき、希望される場合は申請を行ってください。

| | |
|------------|--|
| 対象者要件 | 次の①②③のすべての要件を満たす方が対象となります。 ①八峰町奨学金を返還している方 ②町内に住所があり、現に居住している方（定住の意思をもって住んでいる方） *申請年度の途中で転出される場合は対象になりません。 *助成金交付後に転出された場合は当該年度分の助成金は返還していただきます。 ③申請時点で就労している方（企業等に雇用、起業、農林漁業等） *ただし公務員、独立行政法人等の正規職員は対象になりません。 注意：秋田県と八峰町がセットで実施している奨学金助成制度があります。そちらが該当となる方は、まずそちらを受給し、支給期間（2年～3年）の終了後に「八峰町ふるさと定住支援奨学金返還助成金制度」の申請をお願いします。 |
| 助成額および助成期間 | ・助成額…令和3年4月1日から令和4年3月31日に返還した額（貸付金総額を12年で割った額が上限） ・助成期間…八峰町奨学金の償還期間。ただし、年度毎に申請が必要になります。 |

申請の方法

申請される方は、次の書類を八峰町教育委員会に提出してください。なお、申請書類については、八峰町教育委員会に備え付けています。また、八峰町ホームページからも申請書類をダウンロードできます。

申請書類：交付申請書、就労証明書、債権者登録票

申請受付期間は、**令和5年3月31日(金)**までです。期限に遅れることのないよう、余裕をもって申請を行ってください。申請に関する内容やご不明な点については、下記へお問い合わせください。

■問合せ・申込先 教育委員会 奨学金返還助成担当 ☎77-2816 FAX 77-3230